

ミツヒロニュース



秋が深まってきました。毎秋楽しみにしている北海道展が各百貨店で趣向を凝らし、開催されています。広島に居ながらにして味わえる機会であり今年は何んな新商品が出ているのか、ワクワクしながら会場を回ります。北海道展に限らず、バイヤーの手が発掘した全国の“うまいもの”を味わうのも楽しみです。物産展！万歳！！
光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇パートタイマーと社会保険加入
- ◇年末に適用期限を迎える制度の確認をしましょう
- ◇大幅拡充される雇用保険の教育訓練給付金
- ◇イザというとき慌てない税務調査の基礎知識(31)「なぜ税務調査に入った?①」
- ◇年末調整の季節が来ます
- ◇あとがき
おざなりにされた議論

パートタイマーと社会保険加入

●パートで働く場合の収入限度

パートタイマーで働く妻は夫の被扶養者となっている場合、労働時間や収入を気にかけて扶養の範囲内で働く事を考えている方が多いかもしれません。その年収の限度額は103万円以下の所得税の配偶者控除、130万円未満の健康保険の被扶養者であり、130万円以上になると労働時間も関係ありますが、原則として本人の職場で健康保険と厚生年金に加入する事となります。当然会社も本人も社会保険料を負担する事になります。しかも実質手取りは加入前より減ってしまう場合もあります。

●会社として良かれと思っても

企業の中にはパートタイマーの方にもっと能力発揮をしてもらいたい、活躍してもらいたいと労働時間を気にしないで働ける労働環境を作り、保険料分の賃金を上乘せし社会保険加入をさせ、人件費が増える事をマイナスばかりではないと考える企業もあります。ただ、本人からみると130万円を超え、社会保険加入をした場合、夫との手取り収入を合算した世帯の実質収入も考える必要がありそうです。

●実質収入はどうなるのか

年収130万円の場合、社会保険料の健康保険料率は標準報酬月額額の10.03%（都道府県で異なる）、介護保険料率（40歳以上）は1.72%、厚生年金保険料率17.474%の半分の自己負担額を考えると概算で年192,864円です。又、夫の会社が配偶者控除を受けられる妻、又は健康保険の被扶養者である妻に対し、給料で家族手当（会社により異なるが、1万円～3万円程度が多い）を支給している場合、手当が受けられなくなる事もあります。ですから夫の実質収入減（所得税アップと家族手当の減）があると130万円を少し超えただけでは世帯収入の手取りはかえって減ってしまうかもしれません。

●130万円の壁を取り払って働くならば

一概には言えませんがおよそ年収160万円以上位にはならないと収入面から見て加入のメリットが少ないという事になるでしょう。もちろん色々な考え方がありますのでパートの方を皆同じ扱いにする事はないと思います。会社側にも都合はありますが、パートの方の各々の事情に合わせた働き方をしてもらおうという事になるでしょう。

[年末に適用期限を迎える制度の確認をしましょう]

税金を計算する上において優遇が受けられる制度のうち、年末で適用期限を迎えるものがいくつかあります。その中から『事業用資産の買換え（九号買換え）』制度を今回ご紹介いたします。

検討すべき取引（行為）がないかどうか、最終確認をしましょう。

事業用資産の買換え（九号買換え）

例えば、事務所とその敷地を売却し、別の場所で事務所とその敷地を構えた場合、売却による利益の約8割に相当する課税を繰り延べるることができる制度があります。これを「特定資産の買換え特例」といいます。この特例を適用するためには、条文にある第一号から第九号までの要件のうちいずれかに該当する必要があります。

第一号から第九号までのうち使いやすいのは、第九号といわれています。第九号は、所有期間が10年を超えている国内の土地等、建物、構築物を売却し、国内の土地等、建物、構築物、機械装置を取得することが要件です。ただし取得対象となる土地等は、平成24年度税制改正でより付加価値の高い資産への買換え促進や経済活性化を図る政策目的に見直され、用途や面積の制限が設けられました。具体的には、事務所や工場など特定施設の敷地あるいは一定の駐車場用地であり、かつ、面積が300㎡以上のものに限定されています。そのため、例えば社宅などの福利厚生施設の敷地や一般的な貸し駐車場用地などは、対象から外れています。

例. 取得価額7,000万円の資産を1億円で譲渡し、1億円で資産を購入した場合



この第九号は、**平成26年12月31日が適用期限**とされています。国土交通省や経済産業省から3年3ヶ月の適用期限延長が要望として提出されているものの、27年度税制改正で延長がされない限り、年内で適用期限が到来してしまいます。この期限は、個人・法人とも変わりません。そのため、個人で事業をされている方あるいは法人であって、資産を買換えたいとお考えの場合には、早急な検討を要するでしょう。

[大幅拡充される雇用保険の教育訓練給付金]

人材採用環境が厳しくなる中、既存従業員の能力アップは人事管理上重要な課題となっています。

そのような中、従業員の自己啓発を支援する教育訓練給付金制度が平成 26 年 10 月 1 日に拡充されました。この給付金は会社を通さず、雇用保険の被保険者である従業員に直接給付が行われるものですが、自己啓発支援という意味では会社から従業員に対して拡充の内容を伝えておきたいところです。そこで、今回はこの教育訓練給付金の内容についてとり上げましょう。

1. 拡充後の教育訓練給付金制度

従来の教育訓練給付金制度は教育訓練の受講者が支払った訓練費用の 20%（上限 10 万円）が支給されるというものでしたが、拡充後は従来の教育訓練給付金制度を一般教育訓練という名称で区分し、専門実践教育訓練という制度が新たに設けられます。

この専門実践教育訓練とは厚生労働省の指定する講座を受講し、修了した場合に支給されるものですが、従来（平成 26 年 9 月末まで）の教育訓練給付金よりも支給率と上限額が大幅に引き上げられています。

それぞれの内容をまとめると下表のとおりとなります。

2. 専門実践教育訓練の対象講座

今回拡充された専門実践教育訓練の対象となる講座は、以下の①から③の教育訓練のうち、受験率、合格率、就職・在職率等の指定基準を満たすものとして、厚生労働大臣が指定したものになります。

① 業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程

看護師、介護福祉士、保育士、電気工事士、建築士等、専門的職業に就業するための教育訓練

② 専門学校の職業実践専門課程

専修学校の専門課程のうち、企業などとの連携により、最新の実務知識などを身に付けられるよう教育課程を編成したものととして文部科学大臣が認定したもの

③ 専門職大学院

高度専門職業人の養成を目的とした課程

	一般教育訓練 (平成 26 年 9 月末までの従来の教育訓練)	専門実践教育訓練 [拡充]
支給対象者 (被保険者期間)	3 年以上 ※初回のみ当分の間、 1 年以上	10 年以上 ※初回のみ、当分の間、 2 年以上
支給額	受講者が支払った訓練経費× 20%	受講者が支払った訓練経費× 40% ※受講修了日から 1 年以内に資格取得等をし、かつ、被保険者として雇用されたまたは雇用されている場合等については 60%
支給額の上限額	10 万円	40%の場合 年間 32 万円 (最大 96 万円) 60%の場合 年間 48 万円 (最大 144 万円)
支給期間	最長 1 年	原則 2 年 (資格につながる場合は最長 3 年)

この専門実践教育訓練の対象講座については順次、厚生労働省のホームページで発表されることになっています。従業員からどのような講座が対象となるのか等、会社に問い合わせが入ることもありますので、今回の内容や最新情報を確認しておきましょう。

■ 参考リンク 厚生労働省「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）について」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_for_mation/kyouiku/index.html



イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ 31. 「なぜ税務調査に入った？①」

税務調査に入れやすい会社には、入れやすい理由や、ある程度パターンがあるのですが、実は税務調査自体が目的ではないのに、税務調査に入られることがあります。

税務署は常日頃から、脱税者（社）を捕まえるために、あらゆる面から情報収集を行っています。雑誌・チラシの広告から情報収集をしたり、街を歩いていた際に見かけた駐車場の台数から、持ち主が確定申告を適正にしているのかまでチェックしています。

つまり、税務署は、常日頃から情報を収集し、その情報を得るためなら努力を惜しみません。

そこで行われるのが、「情報収集のための税務調査」です。この調査では、その会社が適正な申告・納税をしているのかをほとんどチェックせずに、その取引先や顧客データの収集を行います。経営者からすると、本当に迷惑な税務調査なのですが、実際にはこのような税務調査も行われています。

具体的には、

- ▼保険代理店
→ 節税目的や資産家の洗い出し
- ▼証券会社やFX会社
→ 副収入を得ているのに確定申告していない人の洗い出し
- ▼不動産仲介会社
→ 不動産を売却・購入したのに確定申告していない人の洗い出し

これらはあくまで一例にすぎず、他にも情報収集のための税務調査は行われています。もちろん税務署は、「情報収集のための税務調査なので、御社には関係ないですよ」とは言ってはくれませんが、税務調査が始まってみないと、情報収集のための税務調査かどうか分からないのです。

時間が取られて迷惑な反面、自社に追徴税額などがあまり発生しない分、実害の少ない種類の税務調査なのかもしれません。

年末調整の季節が来ます

年末調整の計算は12月に行いますが、早めに準備に取りかかっていると、年末に慌てることのないでしょう。今月には税務署から手続書類等が送付されますので、年末調整の対象となる人には各種書類を配布し、必要書類の準備や記入、提出を行ってまいりましょう。

あとがき 和田です。最近の国会での、団扇なのか団扇ではないのかというアホみたいなやり取りを見ていると、怒りを通り越して悲しくなりました。集团的自衛権、TPP、北朝鮮、イスラム国、エボラ出血熱等、問題が山積している現状において、そんなことに時間を割いている場合ではないはずですが、野党もマスコミもこの問題を大きく取り上げ、本来すべき議論がおざなりにされてしまうのはとても残念に思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

